

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第31号

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（行政財産の使用）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 部長は、行政財産の使用の許可（鳥取県自治研修所、鳥取県衛生環境研究所、鳥取県立消費生活センター及び鳥取県立農業高等学校に係るもののうち、軽易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、総務部長の審査を受けなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>（普通財産の貸付け）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 部長は、普通財産の貸付け（鳥取県自治研修所、鳥取県衛生環境研究所、鳥取県立消費生活センター及び鳥取県立農業高等学校に係るもののうち、軽易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により総務部長の審査を受けなければならない。</p> <p>（1）～（11） 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>（譲与又は減額譲渡）</p> <p>第23条 部長は、普通財産を譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡するときの事務手続をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により、総務部長の審査を受けなければならない。ただし、<u>財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第8号）第3条の規定により普通財産</u></p>	<p>（行政財産の使用）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 部長は、行政財産の使用の許可（鳥取県自治研修所、鳥取県衛生環境研究所、鳥取県立消費生活センター、<u>鳥取県産業技術センター</u>及び鳥取県立農業高等学校に係るもののうち、軽易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、総務部長の審査を受けなければならない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>（普通財産の貸付け）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 部長は、普通財産の貸付け（鳥取県自治研修所、鳥取県衛生環境研究所、鳥取県立消費生活センター、<u>鳥取県産業技術センター</u>及び鳥取県立農業高等学校に係るもののうち、軽易なものを除く。）の事務手続をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により総務部長の審査を受けなければならない。</p> <p>（1）～（11） 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>（譲与又は減額譲渡）</p> <p>第23条 部長は、普通財産を譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡するときの事務手続をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により、総務部長の審査を受けなければならない。</p>

の譲与又は減額譲渡を行う場合は、この限りでない。

(1)～(10) 略

2 前項本文の書面には、必要な図面その他関係書類を添えなければならない。

(1)～(10) 略

2 前項の書面には、必要な図面その他関係書類を添えなければならない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。